

凍結精子の保管延長に関する当院の規定

当院では凍結保管期間は1年単位とします。凍結保管期限月の前月初めに必要書類を送付しますので、定められた期間内に更新手続きを行ってください。更新手続き期間は保管期限月の1日から月末までとし、期間内に手続きが完了しない場合は、凍結保管継続の意思がなく凍結精子の所有権を放棄したとみなします。凍結精子の処分権は当院に帰属し、当院倫理委員会の規定に基づき凍結精子は廃棄処分されます。

例) 保管期限が8月10日のかた → 更新手続き期間は8月1日から8月31日まで

①凍結保管延長を希望する場合

『凍結精子卵延長保管同意書』の記入・提出(当院に郵送または持参)と凍結保管延長料金の支払いをしなければなりません。延長保管料金(凍結精子延長保管料金/27,500円(税込))は、振込または病院会計窓口でお支払いが可能です。

《振込口座のご案内》振込手数料は患者様のご負担となります

三井住友銀行(銀行コード 0009) 藤原台支店(支店コード 396)

普通預金 6601281

口座名義 神戸アドベンチスト病院

(注) 振込者の氏名の後ろに診察券番号を入力してください

【補足】

更新手続き期間中に医師の診察を受け、保険適用となったかた(※1)については、延長保管料金(精子凍結保存維持管理料/2,100円)の支払いは病院会計窓口のみとさせていただきます。それ以外の保険適用でないかたは自費でお支払いいただきます。延長保管料金(凍結精子延長保管料金/27,500円(税込))は、振込または病院会計窓口でお支払いが可能です。

(※1) 高度乏精子症であり、治療中のかた

②凍結保管延長を希望しない場合

『凍結精子廃棄処分同意書』に記入・提出(当院に郵送または持参)をしなければなりません。

③当院からの案内

凍結保管期限月の前月初めに、更新手続きに関する案内を当院に登録されている住所宛てに普通郵便で送付します。連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、必ず当院に連絡してください。郵便トラブルの可能性もありますので、もし案内が届かない場合は当院まで問い合わせをお願いします。その後は、更新手続きの不備(同意書の記入漏れ、料金の不足など)以外では、再度当院から連絡することはありません。また、当院から患者様に連絡し、保管延長するか、もしくは廃棄処分するかを確認する義務はありません。

神戸アドベンチスト病院
生殖医療科